

第112回定時株主総会招集ご通知 (交付書面非記載事項)

【事業報告】

- ・企業集団の現況に関する事項
 - 主要な営業所及び工場
 - 使用人の状況
 - 企業集団の主要な借入先及び借入額
 - その他企業集団の現況に関する重要な事項
- ・会社の現況
 - 株式に関する事項
 - 発行可能株式総数
 - 発行済株式の総数
 - 株主数
 - 大株主
 - 新株予約権等に関する事項
 - 会社役員に関する事項
 - 責任限定契約の内容の概要
 - 取締役及び執行役の主な兼職の状況
 - 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
 - 社外役員に関する事項
 - 会計監査人に関する事項
 - 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - 業務の適正を確保するための体制
 - 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

【連結計算書類】

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

【計算書類】

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

株式会社 **キッツ**

上記事項の内容につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

【事業報告】

・企業集団の現況に関する事項

主要な営業所及び工場（2025年12月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都港区	新 潟 営 業 所	新潟市
長 坂 工 場	山梨県北杜市	北 陸 営 業 所	富山市
伊 那 工 場	長野県伊那市	甲 信 営 業 所	長野県茅野市
茅 野 工 場	長野県茅野市	東 海 営 業 所	静岡市
北 海 道 営 業 所	札幌市	名 古 屋 営 業 所	名古屋市
東 北 営 業 所	仙台市	大 阪 営 業 所	大阪市
北 関 東 営 業 所	さいたま市	岡 山 営 業 所	岡山市
東 京 営 業 所	東京都港区	広 島 営 業 所	広島市
千 葉 営 業 所	千葉市	九 州 営 業 所	福岡市
横 浜 営 業 所	横浜市		

② 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地
株式会社キッツエスジーエス	滋賀県彦根市
株式会社キッツエスシーティー	群馬県太田市
株式会社キッツマイクロフィルター	長野県茅野市
KITZ (Thailand) Ltd.	タイ (サムットプラカーン県)
台湾開滋股份有限公司	台湾 (高雄市)
开滋閥門(昆山)有限公司	中華人民共和国 (江蘇省)
开滋精密機械(昆山)有限公司	中華人民共和国 (江蘇省)
开滋半導体器件(昆山)有限公司	中華人民共和国 (江蘇省)
連雲港开滋精密閥門有限公司	中華人民共和国 (江蘇省)
开滋流体控制(上海)有限公司	中華人民共和国 (上海市)
KITZ Corp. of America	アメリカ (テキサス州)
Metalúrgica Golden Art's Ltda.	ブラジル (リオグランデ・ド・スル州)
KITZ Corp. of Europe, S.A.	スペイン (バルセロナ県)
Perrin GmbH	ドイツ (ヘッセン州)
KITZ Corp. of Asia Pacific Pte. Ltd.	シンガポール
KITZ Corp. of Korea	韓国 (釜山広域市)
KITZ Corp. of Vietnam Co., Ltd.	ベトナム (フート省)
KITZ Valve & Actuation India Private Limited.	インド (マハーラーシュトラ州)
株式会社キッツメタルワークス	長野県茅野市
株式会社ホテル紅や	長野県諏訪市

- (注) 1. 東洋バルヴ株式会社は、2025年1月1日付で当社を存続会社、東洋バルヴ株式会社を消滅会社とする吸収合併により消滅しております。
2. 株式会社清水合金製作所は、2025年4月1日付で株式会社キッツエスジーエスに商号を変更しております。
3. 株式会社キッツエスシーティーの主要な事業所は工場所在地を記載しております。
4. 台湾北澤股份有限公司は、2025年6月17日付で台湾開滋股份有限公司に商号を変更しております。
5. 北澤閥門(昆山)有限公司は、2025年5月21日付で开滋閥門(昆山)有限公司に商号を変更しております。
6. 北澤精密機械(昆山)有限公司は、2025年4月3日付で开滋精密機械(昆山)有限公司に商号を変更しております。
7. 北澤半導体閥門(昆山)有限公司は、2025年6月18日付で开滋半導体器件(昆山)有限公司に商号を変更しております。
8. 連雲港北澤精密閥門有限公司は、2025年4月25日付で連雲港开滋精密閥門有限公司に商号を変更しております。
9. KITZ Corp. of Vietnam Co., Ltd.につきまして、ベトナムにおける省の再編により所在地がヴィンフック省からフート省に変更となっております。

使用人の状況（2025年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数	前期末比増減
パ ル ブ 事 業	4,978名	27名増
伸 銅 品 事 業	254	12名増
そ の 他	82	4名減
全 社 (共 通)	155	19名増
合 計	5,469	54名増

- (注) 1. 上記には当社グループからグループ外への出向者及び臨時・嘱託の使用人を含めておりません。
2. 全社（共通）は特定のセグメントに属さない管理部門の使用人数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,510名	49名増	40.1歳	14.0年

(注) 上記には出向者及び臨時・嘱託の使用人を含めておりません。

企業集団の主要な借入先及び借入額（2025年12月31日現在）

(単位：百万円)

名 称	借入金残高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,819
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,724
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	1,653
株 式 会 社 千 葉 銀 行	204
株 式 会 社 山 梨 中 央 銀 行	202
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	112
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	42

(注) 株式会社八十二銀行は2026年1月1日付で株式会社長野銀行と合併し、株式会社八十二長野銀行となっております。

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

・会社の現況

株式に関する事項（2025年12月31日現在）

① 発行可能株式総数 400,000,000株

② 発行済株式の総数 87,268,919株

(注) 上記の発行済株式の総数には、当事業年度末において保有する自己株式296,692株を含めておりません。

③ 株主数 19,357名

(注) 株主数には当社を含めておりません。

④ 大株主（上位10名）

名 称	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	9,699千株	11.11%
北 沢 会 持 株 会	5,508	6.31
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	4,303	4.93
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	4,112	4.71
公 益 財 団 法 人 北 澤 育 英 会	3,425	3.93
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	3,409	3.91
キ ッ ツ 取 引 先 持 株 会	3,344	3.83
キ ッ ツ 従 業 員 持 株 会	1,834	2.10
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,770	2.03
セ コ ム 損 害 保 険 株 式 会 社	1,702	1.95

(注) 1. 当社は2025年12月31日現在、自己株式296千株を保有しております。

また、持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いて計算しております。

なお、当社は「役員報酬BIP信託」を採用しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が当社株式297千株を保有しておりますが、当該自己株式には含めておりません。

2. 上記の持株数には信託業務に係る株式を次の通り含んでおります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社	9,699千株
株式会社日本カストディ銀行	4,112千株

新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会社役員に関する事項（2025年12月31日現在）

① 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（執行役を兼務する者を除く。本項において以下同じ。）の責任を合理的な範囲にとどめ、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、取締役との間に、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各取締役との間で当該契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

② 取締役及び執行役の主な兼職の状況

イ. 取締役の主な兼職の状況 (2025年12月31日現在)

区 分	氏 名	兼職する他の法人名	兼職の内容
取 締 役	堀 田 康 之	公益財団法人北澤美術館	理 事 長
		公益財団法人北澤育英会	理 事 長
	河 野 誠	株式会社キッツエスシーティー	取 締 役
	村 澤 俊 之	株式会社キッツエスシーティー	監 査 役
		株式会社キッツマイクロフィルター	監 査 役
		株式会社ホテル紅や	監 査 役
		开滋流体控制(上海)有限公司	監 事
	开滋半導体器件(昆山)有限公司	監 事	
社 外 取 締 役	天 羽 稔	大塚化学株式会社	社 外 取 締 役
		株式会社エンプラス	社 外 取 締 役 (監査等委員)
	菊 間 千 乃	弁護士法人松尾総合法律事務所	代 表 弁 護 士 (社員弁護士)
		株式会社コーセー	社 外 取 締 役
		アルコニックス株式会社	社 外 取 締 役
		株式会社マネーフォワード	社 外 取 締 役
		東京海上日動あんしん生命保険株式会社	社 外 監 査 役
	作 野 周 平	ジャパニクス株式会社	社 外 監 査 役
	小 林 彩 子	弁護士法人片岡総合法律事務所	パ ー ト ナ ー
		株式会社武蔵野銀行	社 外 取 締 役
		慶應義塾大学法務研究科	教 授
	前 田 東 一	公益財団法人荏原富山記念文化財団	代 表 理 事
		株式会社帝人	社 外 取 締 役

(注) 1. 兼職する他の法人で当社と同一の事業に属する法人は次の通りです。

(名 称)	(事業の内容)
株式会社キッツエスシーティー	半導体製造装置用配管部材の製造販売
开滋半導体器件(昆山)有限公司	半導体製造装置用配管部材の製造販売
开滋流体控制(上海)有限公司	パルプの仕入販売

2. 取締役 堀田康之氏の主な兼職のうち、公益財団法人北澤美術館の理事長及び公益財団法人北澤育英会の理事長の兼職は重要な兼職に該当します。
3. 取締役 河野誠氏は執行役を兼務しております。
4. 社外取締役 天羽稔氏の主な兼職のうち、大塚化学株式会社の社外取締役及び株式会社エンプラス社外取締役(監査等委員)の兼職は重要な兼職に該当します。

5. 社外取締役 菊間千乃氏の主な兼職のうち、弁護士法人松尾総合法律事務所の代表弁護士（社員弁護士）並びに株式会社コーセー、アルコニックス株式会社、株式会社マネーフォワードの社外取締役及び東京海上日動あんしん生命保険株式会社の社外監査役の兼職は重要な兼職に該当します。なお、同氏は、2026年3月27日付で任期満了により株式会社コーセーの社外取締役を退任する予定です。
6. 社外取締役 作野周平氏の主な兼職のうち、ジャパニクス株式会社の社外監査役の兼職は重要な兼職に該当します。
7. 社外取締役 小林彩子氏の主な兼職のうち、弁護士法人片岡総合法律事務所のパートナー、株式会社武蔵野銀行の社外取締役及び慶應義塾大学法務研究科教授の兼職は重要な兼職に該当します。
8. 小林彩子氏の戸籍上の氏名は中嶋彩子であります。
9. 社外取締役 前田東一氏の主な兼職のうち、公益財団法人荏原畠山記念文化財団の代表理事及び株式会社帝人の社外取締役の兼職は重要な兼職に該当します。
10. 北澤半導体閥門(昆山)有限公司は、2025年6月18日付で开滋半導体器件(昆山)有限公司に商号を変更しております。

□. 執行役の主な兼職の状況 (2025年12月31日現在)

区 分	氏 名	兼職する他の法人名	兼職の内容
執 行 役	小 林 隆 明	KITZ Corp. of America	取 締 役
		KITZ Corp. of Asia Pacific Pte.Ltd.	取 締 役
		KITZ (Thailand)Ltd.	取 締 役
		KITZ Corp. of Vietnam Co.,Ltd.	取 締 役
		Kitz Valve &Actuation India Private Limited	取 締 役
		开滋流体控制(上海)有限公司	董 事
	杉 田 泰 則	KITZ Corp. of America	取 締 役
		KITZ Corp. of Europe, S.A.	取 締 役
		Perrin GmbH	取 締 役
		KITZ Corp. of Korea	取 締 役
		KITZ Corp. of Asia Pacific Pte.Ltd.	取 締 役
		开滋流体控制(上海)有限公司	董 事
	武 居 秀 治	株式会社キッツエスジーエス	取 締 役
		株式会社キッツエスシーティー	取 締 役
		株式会社キッツマイクロフィルター	取 締 役
		株式会社キッツメタルワークス	取 締 役
	別 所 研 一	株式会社キッツエスジーエス	監 査 役
		株式会社キッツエスシーティー	監 査 役
		株式会社キッツマイクロフィルター	監 査 役
		株式会社キッツメタルワークス	監 査 役
		KITZ Corp. of America	取 締 役
		KITZ Corp. of Europe, S.A.	取 締 役
		Perrin GmbH	取 締 役
		KITZ Corp. of Korea	監 事
		KITZ Corp. of Asia Pacific Pte.Ltd.	取 締 役
		Kitz Valve &Actuation India Private Limited	取 締 役
	开滋流体控制(上海)有限公司	董 事	
前 川 知 哉	株式会社キッツエスシーティー	代表取締役	
	株式会社キッツマイクロフィルター	取 締 役	
	开滋閥門(昆山)有限公司	董 事	

(注) 1. 兼職する他の法人で当社と同一の事業に属する法人は次の通りです。

(名 称)	(事業の内容)
株式会社キッツエスジーエス	バルブの製造販売
株式会社キッツエスシーティー	半導体製造装置用配管部材の製造販売
开滋流体控制(上海)有限公司	バルブの仕入販売
开滋閥門(昆山)有限公司	バルブの製造販売
KITZ Corp. of America	バルブの仕入販売
KITZ Corp. of Europe, S.A.	バルブの製造販売
Perrin GmbH	バルブの製造販売
KITZ Corp. of Asia Pacific Pte.Ltd.	バルブの仕入販売
KITZ Corp. of Korea	バルブの製造販売
KITZ Corp. of Vietnam Co., Ltd.	バルブの製造販売
KITZ Valve & Actuation India Private Limited.	バルブの仕入販売
KITZ (Thailand)Ltd.	バルブの製造販売

2. 株式会社清水合金製作所は、2025年4月1日付で株式会社キッツエスジーエスに商号を変更しております
3. 北澤閥門(昆山)有限公司は、2025年5月21日付で开滋閥門(昆山)有限公司に商号を変更しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び執行役並びに子会社の取締役及び監査役（いずれも退任者を含みます）であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます）に起因して株主や第三者から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなります。ただし、被保険者の業務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補填の対象としないこととしています。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- a. 社外取締役 天羽稔氏は、大塚化学株式会社の社外取締役及び株式会社エンプラスの社外取締役（監査等委員）を兼任しております。なお、これらの会社と当社との間には特別の関係はありません。
- b. 社外取締役 菊間千乃氏は、当社と法律顧問契約を締結している弁護士法人松尾綜合法律事務所の代表弁護士（社員弁護士）を兼任しております。当社グループから同弁護士法人に支払われる顧問料金及び法律相談料金等の合計額は、同弁護士法人の過去3事業年度平均の年間売上高の2%未満であり、かつ当社の当事業年度の年間連結売上高の1%未満であります。

同氏は、アルコニックス株式会社の社外取締役を兼任しております。同社グループと当社グループとの間には売買取引がありますが、当社グループが同社グループから購入する鋳物・材料等の取引は同社の当事業年度の年間連結売上高の2%未満、当社グループから同社グループへ販売する製品の取引は当社の当事業年度の年間連結売上高の1%未満であります。

また、同氏は、株式会社コーセーの社外取締役、株式会社マネーフォワードの社外取締役及び東京海上日動あんしん生命保険株式会社の社外監査役を兼任しております。なお、2026年3月27日付で株式会社コーセーの社外取締役を退任する予定です。これらの会社と当社との間には特別の関係はありません。

- c. 社外取締役 作野周平氏は、ジャパニクス株式会社の社外監査役を兼任しております。
なお、同社と当社との間には特別の関係はありません。
- d. 社外取締役 小林彩子氏は、弁護士法人片岡総合法律事務所の弁護士（パートナー）、株式会社武蔵野銀行の社外取締役及び慶應義塾大学法務研究科教授を兼任しております。
なお、同弁護士法人、同社及び同学校法人と当社との間には特別の関係はありません。
- e. 社外取締役 前田東一氏は、公益財団法人荏原島山記念文化財団の代表理事及び株式会社帝人の社外取締役を兼任しております。なお、同公益財団法人及び同社と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動の状況

区 分	氏 名	出席回数	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	天羽 稔	取締役会 16回/16回 (100%) 指名委員会 6回/ 6回 (100%)	製造業の企業経営者としての豊富な経験とグローバルな事業展開及び技術開発等に関する高度な見識を活かし、筆頭独立社外取締役を務め、取締役会において積極的かつ有益な発言を行うなど適切に役割を果たしました。また、指名委員会委員長を務め、取締役候補者の選定、次世代経営者の育成計画等の活動を牽引し、その職責を果たしました。
社 外 取 締 役	藤原 裕	取締役会 16回/16回 (100%) 報酬委員会 5回/ 5回 (100%)	金融機関の海外責任者、製造業の財務担当役員としての豊富な経験と経営管理、財務戦略及びガバナンス等に関する高度な見識を活かし、取締役会において積極的かつ有益な発言を行うなど適切に役割を果たしました。また、報酬委員会委員長を務め、取締役及び執行役の報酬体系や報酬水準の決定に関わる審議等の活動を牽引し、その職責を果たしました。
社 外 取 締 役	菊間千乃	取締役会 16回/16回 (100%) リスク委員会 3回/ 3回 (100%)	弁護士としての豊富な経験とコンプライアンス及びリスクマネジメント等の企業法務に関する高度な見識を活かし、取締役会において、積極的かつ有益な発言を行うなど適切に役割を果たしました。また、リスク委員会委員長を務め、当社グループのリスクマネジメントの監督を牽引し、その職責を果たしました。
社 外 取 締 役	作野周平	取締役会 16回/16回 (100%) 監査委員会 17回/17回 (100%)	製造業における経営管理担当役員としての豊富な経験と財務会計、内部統制、リスク管理及び内部監査体制の構築等に関する高度な見識を活かし、取締役会において積極的かつ有益な発言を行うなど適切に役割を果たしました。また、監査委員会委員長を務め、取締役及び業務執行の監査・監督を牽引し、その職責を果たしました。

区 分	氏 名	出席回数	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	小林 彩子	取締役会 16回/16回 (100%) 監査委員会 17回/17回 (100%) リスク委員会 3回/ 3回 (100%)	弁護士としての豊富な経験とコンプライアンス及びリスクマネジメント等の企業法務に関する高度な見識を活かし、取締役会において積極的かつ有益な発言を行うなど適切に役割を果たしました。また、監査委員会委員及びリスク委員会委員を務め、取締役、業務執行及び当社グループのリスクマネジメントの監査・監督を行うなど、その職責を果たしました。
社 外 取 締 役	前田 東一	取締役会 15回/16回 (93%) 指名委員会 6回/ 6回 (100%) リスク委員会 3回/ 3回 (100%)	製造業の企業経営者としての豊富な経験とモノづくり及び技術開発等に関する高度な見識を活かし、取締役会において積極的かつ有益な発言を行うなど適切に役割を果たしました。また、指名委員会委員及びリスク委員会委員を務め、取締役候補者の選定、次世代経営者の育成計画等の活動及び当社グループのリスクマネジメントの監督を行うなど、その職責を果たしました。
社 外 取 締 役	鈴木 康信	取締役会 16回/16回 (100%) 報酬委員会 5回/ 5回 (100%)	製造業の企業経営者としての豊富な経験と経営戦略、グローバルな事業展開及び営業・マーケティング等に関する高度な見識を活かし、取締役会において積極的かつ有益な発言を行うなど適切に役割を果たしました。また、報酬委員会委員を務め、当社の取締役及び執行役の報酬体系や報酬水準の決定に関わる審議等の活動を行うなど、その職責を果たしました。

会計監査人に関する事項

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る当社が支払うべき報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	78百万円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に係る報酬等の額	－百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	105百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額に記載した金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な海外子会社におきましては当社の会計監査人以外の監査人の監査を受けております。

③ 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、会計監査人が監査計画の策定において、監査品質を確保するために必要十分な監査体制と監査時間を見込んでいるかについて、監査委員会の定めた評価基準に沿って検討するとともに、前期の監査の有効性・効率性、追加報酬精算の有無、監査時間と報酬単価の過年度推移、報酬見積りの算定根拠及び非監査業務契約の締結状況等を勘案し審議した結果、会計監査人の監査計画は適切であり、その報酬等の額は相当であると判断し、同意いたしました。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

イ. 監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

ロ. 監査委員会は、会計監査人の独立性、適格性等に重大な疑義が認められる場合、または職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制等に重要な不備が認められ、監査品質の確保に向けた改善の見込みがないと思料される場合など、会計監査人が監査品質を維持し、継続してその職務を適正に遂行することが困難であると判断される場合には、当該会計監査人を解任または不再任とする株主総会の議案の内容及び新たな会計監査人を選任する議案の内容を決定いたします。

ハ. 監査委員会は、会計監査人の監査品質、独立性、適格性、信頼性、有効性、効率性等を総合的に評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合には、現任の会計監査人を再任せず、新たな会計監査人を選任する株主総会の議案の内容を決定いたします。

ニ. 監査委員会は、会計監査人の評価の結果の如何に関わらず、会社を取り巻く環境、事業構造に変化が生じた場合等、必要に応じて会計監査人の見直しを行います。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において決議した「内部統制基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制整備を行っています。

【内部統制基本方針】

当社は、当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の企業理念体系である「キッツ宣言」、「長期経営ビジョン」及び「行動指針」（総称して以下「企業理念体系」という。）のもと、経営基盤を健全かつ強固なものにするため、当社グループの業務の適正を確保するための体制を以下の通り整備し、運用するとともに、継続的な改善を図る。

1. 当社の執行役・使用人及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、企業理念体系を世界中の当社グループで働くすべての役員・使用人に周知・徹底する。
 - (2) 当社は、当社グループのコンプライアンス経営を実践及び監督するための組織として、代表執行役社長を委員長とするC&C管理委員会を設置する。また、推進統括部門を定め、コンプライアンス経営の基本的な考え方に基づき、使用人に対する教育研修を実施するとともに、その効果の確認を行うなど、グループコンプライアンス経営及びグループリスクマネジメントの充実に向けた取り組みを行う。
 - (3) 当社は、当社グループの役員・使用人が遵守すべきコンプライアンス行動規範を定める。
 - (4) 当社は、執行役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人から、法令違反行為、重大な社内規程違反行為その他コンプライアンス違反行為に関する通報または相談を受け付ける窓口（以下「コンプライアンス・ヘルプライン」という。）を当社及び各子会社に設置するほか、弁護士事務所グループ共通の受付窓口を設置する。また、情報提供者のプライバシーを厳格に保持し、情報提供による不利益な取扱いをしないよう管理を徹底する。
 - (5) 当社は、コンプライアンス行動規範及びコンプライアンス・ヘルプラインについて、各グループ会社の所在国の言語で作成するコンプライアンス・ガイドブック、社内イントラネット、コンプライアンス教育等により、当社グループの役員・使用人に周知する。
 - (6) コンプライアンス担当執行役は、コンプライアンス・ヘルプライン規程に基づき、内部通報の内容及びその調査結果について、監査委員会に報告するほか、取締役会に報告する。

- (7) 当社は、監査委員会が設置する内部通報受付窓口が受け付けた当社グループの取締役・執行役・監査役等の経営幹部の関与が疑われ、かつ当社グループの経営に重大な支障が及ぶ可能性がある法令違反行為等に関する通報または相談について、監査委員会からの要請に基づき、調査への協力及び情報の提供その他必要な支援または問題解決のために必要な対応を行うとともに、是正及び再発防止に向けた措置を講ずる。
- (8) 当社は、代表執行役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、当社及び当社連結対象子会社の「業務の有効性及び効率性」、「報告（財務報告等）の信頼性」、「事業活動に関わる法令等の遵守」及び「資産の保全」並びに「コーポレート・ガバナンスプロセスの有効性評価」及び「事業活動におけるリスクマネジメントの有効性評価及びリスクコントロールシステムの改善への寄与」に関する内部監査を円滑かつ効果的に行う。
- (9) 当社は、当社及び当社連結対象子会社の「報告（財務報告等）の信頼性」を確保するために、内部監査室において、財務報告に係る内部統制システムの整備状況及び運用状況を定期的に評価し、それに基づいて継続的な改善活動を実施する。
- (10) 内部監査室長は、当社及び子会社に係る内部監査に関する計画及び結果その他必要な情報を代表執行役社長、監査委員会、執行役及び子会社の社長に報告する。
- (11) 内部監査室長から内部監査の結果に基づく問題点の指摘を受けた執行役、部門統括責任者及び子会社の社長は、改善策を検討し、速やかに実施する。
- (12) 内部監査室長は、必要に応じて、取締役会に陪席し、当社グループの内部監査の実施状況及び結果について直接報告を行うことができる体制とする。
- (13) 当社は、子会社の取締役の職務執行を監督するため、主要な子会社に取締役及び監査役を派遣する。
- (14) 当社は、取締役会規程、職務権限規程、稟議規程及びグループ会社管理規程その他関連する規程類（総称して以下「グループ会社管理規程類」という。）において、当社が子会社の重要事項について承認する事項を明確にすることにより、子会社における業務の適正性を確保する。
- (15) 当社は、当社グループにおける会社間の取引を行う場合、法令及び会計原則その他の社会規範に照らし、公正・妥当なものとする。
- (16) 当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力その他の関連する団体に対して、弁護士等の専門家及び警察等と連携し、組織的に毅然とした姿勢で対応する。また、当社グループとして社会的責任を果たすため、反社会的勢力排除の取り組みを継続的に実施する。

2. 職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、執行役の職務の執行に係る重要な文書等（電磁的記録を含む。）の情報を法令及び社内規程に従い適切に保存し管理する。
- (2) 執行役及び部門統括責任者は、子会社における取締役の職務の執行に係る重要な文書等（電磁的記録を含む。）の情報を法令及び当該子会社の社内規程に従って適切に保存・管理する体制の構築及び整備並びにその運用について監督する。
- (3) 当社は、情報の作成・利用・管理に関する情報セキュリティ・ポリシー及び個人情報保護方針に基づき、情報の適切な保管・管理を徹底し、情報の漏洩や不適切な利用を防止する。また、情報セキュリティ・個人情報保護委員会により、当社グループの情報セキュリティを総合的に管理するとともに、情報セキュリティに関する監督を行う。
- (4) 当社は、社内規程に基づき、代表執行役及び執行役会の決裁文書等の重要な文書を取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会は、当社グループにおけるリスク管理体制を構築するとともに、リスクマネジメント基本方針を定め、その運用状況を監督する。
- (2) 取締役会は、取締役会による当社グループのリスクマネジメントの監督を補助し、経営戦略と一体のものとして、その高度化に資することを目的とする任意の機関として、社外取締役を委員長とするリスク委員会を設置する。
- (3) 当社は、リスクマネジメント推進統括部門を定め、リスクマネジメント基本方針に基づき、グループリスクマネジメントの充実に向けた取り組みを行う。
- (4) 執行役会は、リスクマネジメント基本方針に基づき、当社グループの業務執行におけるリスクの抽出、分析、評価及び対策の検討・実施を行う。
- (5) 当社は、代表執行役社長の指揮下にサステナビリティ推進、内部統制、コンプライアンス・危機管理・リスクマネジメント、投融資審査その他各種機能別委員会組織を設置し、当社グループのリスクを適切に管理・評価するとともに、牽制、改善その他必要な統制の対応を行う。
- (6) 内部監査室は、当社グループのリスク管理プロセスを評価する。

4. 当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会規程に定める重要事項を決定する。

- (2) 取締役会は、意思決定の迅速化及び効率化を図るため、業務執行に係る決定のうち、執行役に委任する事項を定める。
- (3) 取締役会は、執行役の指揮命令系統及び職務分担を決定する。
- (4) 取締役会は、執行役から、原則として3カ月に1回以上、業務執行の状況について報告を受け、監督する。
- (5) 取締役会は、すべての執行役で組織し、取締役会において選定される代表執行役社長が主宰する執行役会を設置する。
- (6) 取締役会から執行役に委任された事項のうち、執行役全員に委任された事項については執行役会の合議により決定し、代表執行役に委任された事項については代表執行役が決定する。
- (7) 代表執行役社長は、経営会議を設置し、執行役及び部門統括責任者から業務執行に関する報告を受けるとともに、中期経営計画及び年度経営計画の進捗状況の確認と調整を図る。
- (8) 当社は、意思決定の迅速化及び効率化を図り、意思決定プロセスを明確にするため、各執行役及び使用人の権限と責任を定める職務権限規程及び稟議決裁規程を定め運用する。
- (9) 当社は、当社グループの財務方針を定め、財務面におけるガバナンスを強化するとともに、当社グループにおける資金、為替及び金融機関取引の統括及び管理を行う。
- (10) 当社は、子会社の経営を監督するため、各子会社を所管する部門長（以下「子会社担当部門長」という。）を定める。
- (11) 子会社担当部門長は、対象子会社の取締役を兼ねるほか、対象子会社の業務の執行に係る重要事項について承認を行う。

5. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 各子会社の代表取締役社長は、グループ会社管理規程類により、当該子会社の経営状況に係る重要事項について、当社の代表執行役社長に報告する。
- (2) 各子会社の取締役及び使用人は、子会社担当部門長に対し、職務の執行に係る重要事項について報告する。
- (3) 当社は、経理規程及び連結経理細則に基づき、子会社からの適時適切な報告を徹底することにより、当社グループの財務状態及び経営成績を的確に把握し、かつ連結会計方針の適切な維持管理を行う。

6. 監査委員会の職務を補助すべき使用人及びその使用人の執行役からの独立性に関する事項並びに監査委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 当社は、監査委員会及び監査委員の職務を補助する組織として、監査委員会直属の監査委員会室を設置する。
 - (2) 当社は、監査委員会室に、監査委員会及び監査委員の職務を補助するに足る能力を有する専任の使用人を常勤の室員（以下「常勤室員」という。）として配置する。
 - (3) 当社は、監査委員会が必要とする場合、内部監査室に所属する使用人全員を一時的な室員（以下「一時室員」という。また、常勤室員及び一時室員を併せて以下「監査委員会室員」という。）として兼務させ、監査委員会の指揮のもとに、内部監査に関する追加調査及び重大な法令違反行為等に関する調査等について直接かつ優先的に指示を行うことができる体制を確保する。
 - (4) 当社は、監査委員会室員が職務を遂行する場合、業務執行からの独立性を確保する。
 - (5) 取締役（監査委員を除く。）及び執行役は、監査委員会室員が監査委員会の職務を補助するにあたり指揮・命令を行わない。
 - (6) 常勤室員は、監査委員会及び監査委員の指示に従いその職務を行うほか、監査委員会の事務局業務を遂行する。また、常勤室員は、子会社の監査役を兼務することができるものとする。
 - (7) 当社は、常勤室員の人事に関する事項について、事前に監査委員会の同意を得たうえで決定する。また、監査委員会室員の人事考課は、監査委員会が行う。

7. 当社の取締役（監査委員を除く。）・執行役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制並びに監査委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役（監査委員を除く。）・執行役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法令及び定款に違反する事実、不正行為その他会社の経営に重大な支障または著しい損害を及ぼす可能性のある事実について、すみやかに当社の監査委員会に報告する。
 - (2) 当社の取締役（監査委員を除く。）・執行役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法令及び監査委員会規程に基づき、監査委員会から報告を求められたときは、当該対象者はすみやかに監査委員会に報告する。

- (3) 当社は、当社の取締役（監査委員を除く。）・執行役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な取扱いを行わない。
8. 監査委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他当該債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 当社は、監査委員会及び監査委員による職務の執行に伴う費用の前払いまたは償還の請求があった場合、監査委員会及び当該監査委員の職務の執行に関わるものではないと認められる場合を除き、その請求にすみやかに応じる。
- (2) 当社は、監査委員会及び監査委員の職務の執行に伴う弁護士等の専門家への報酬その他の費用を、前払いのものを含めて負担する。
9. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、当社の取締役（監査委員を除く。）・執行役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人が監査委員会による調査及び往査等に応じることにより、監査の実効性を確保する。
- (2) 当社は、監査委員会が当社の取締役（監査委員を除く。）・執行役・会計監査人その他必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保する。
- (3) 代表執行役社長は、定期的に監査委員会との間で経営上の課題等について意見交換を行う。
- (4) 内部監査室長は、監査委員会が主宰する「三様監査会合」において、会計監査人及び監査委員との緊密な連携を図る。
- (5) 当社は、監査委員が重要な会議に出席し、意見を述べる機会を確保する。
- (6) 監査委員会は、連結経営の観点から、グループ全体の監査の実効性を確保するため、定期的に子会社の監査役と情報・意見の交換を行う。また、当社は、監査委員会の求めに応じて、子会社の監査役との連携及び子会社の使用人から情報を収集できる機会を確保する。
- (7) 監査委員は、監査委員会の職務遂行において必要と認める場合、弁護士、公認会計士その他の専門家を活用することができるものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制基本方針に基づく当社の体制整備及び運用状況の概要は以下の通りです。

(1) 内部統制システム全般

当社は、グループの経営基盤を健全かつ強固なものにするため「内部統制基本方針」を定め、法令に基づき内部統制システムを構築し、運用しています。

リスク管理、法令等の遵守、業務の適正化及び適正な財務報告など、会社法における内部統制システムの主要事項を踏まえ、リスクマネジメント及びコンプライアンス経営の推進、事業活動に関するすべての業務を適切に評価・対応する体制の構築及び財務報告（決算書）の虚偽表示の防止体制の整備・運用に取り組んでいます。また、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関する法令等の遵守及び資産の保全など、金融商品取引法における主要事項を踏まえ、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を行うとともに、監査委員会、会計監査人及び内部監査室が緊密な連携を図り、全社的な内部統制の有効性に関する評価を行っています。

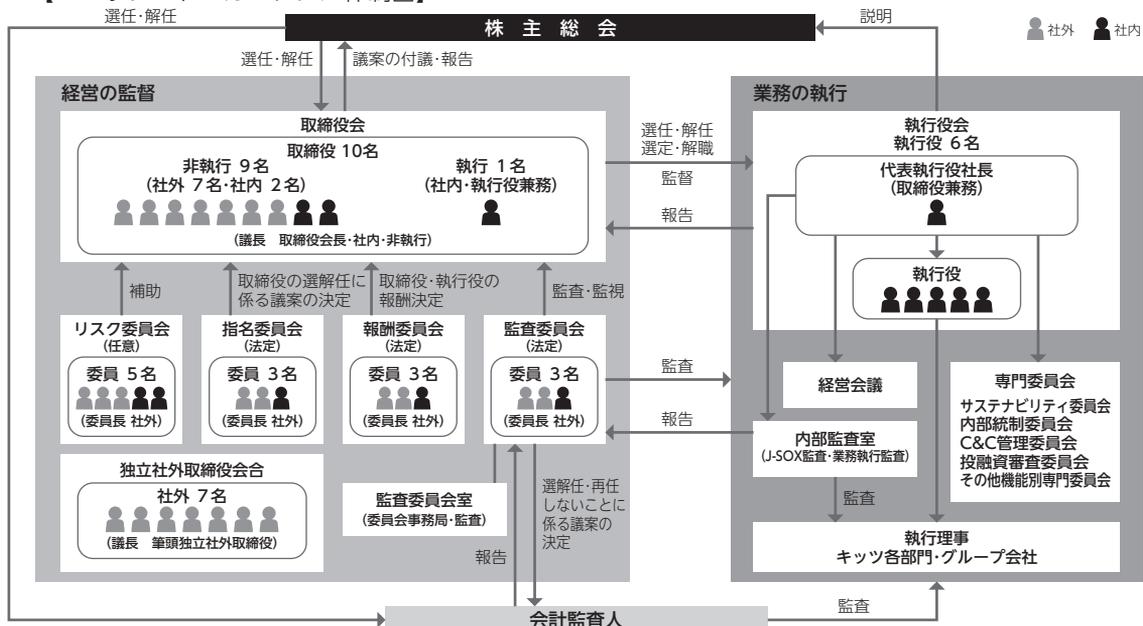
また、内部監査室が当社及び子会社を対象とする業務監査及び内部統制監査を実施し、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正性をモニタリングしています。是正が必要な事項については、グループ会社に通達の上、各社における是正措置のフォロー監査を実施しています。内部監査室は、監査等の結果を代表執行役社長、監査委員会、関係部門及び定期的に取締役会に直接報告を行います。また、内部統制委員会においても課題等の議論と共有を行っています。

各組織の業務は、職務権限規程及び稟議決裁規程に基づいて行っており、当社及び子会社の取締役会の意思決定は、取締役会規程、執行役員規程及びグループ会社規程に基づいて行っています。加えて、クライシス対応、コンプライアンス、リスクマネジメント、内部統制、サステナビリティ推進、品質保証、情報セキュリティ、個人情報保護、環境、安全衛生、投融資、安全保障貿易、AEO貿易及びCI等に関する機能別専門委員会を設置・運用することにより、グループ経営の適切な意思決定に係る重要事項について審議・評価しています。

(2) 企業統治体制

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化と経営のスピード向上を図るため、機関設計として指名委員会等設置会社を採用しています。経営の監督機能と執行機能を明確に分離し、取締役会の監督機能を強化するとともに、取締役会から執行役へ大幅な業務執行の権限を委譲することにより、経営の迅速な意思決定を実現しています。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



(2025年12月31日現在)

(3) 取締役会・取締役

取締役会は、株主に対する経営の受託者としての責任を踏まえ、キッツグループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、企業理念、長期経営ビジョン、行動指針、中期経営計画、年度経営計画及び経営の基本方針等の決定並びに法令、定款または取締役会規程に定める重要な事項について審議し意思決定を行っています。また、執行役から定期的に状況報告を受けることなどを通じて、業務執行を監督しています。

2025年12月31日現在、取締役会は、取締役10名により構成されており、そのうち7名は独立社外取締役（うち女性の取締役2名）です。また、取締役会が定める「取締役・執行役の選解任方針」に基づき、知識、経験、能力、専門性、ジェンダー、国際性、職歴及び年齢などのバランスに配慮し、多様性と適正規模を両立させる構成としています。

(4) 委員会等

当社は、監督機能として、取締役会、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会に加え、任意のリスク委員会を設置しています。2025年12月31日現在、各委員会は、委員の過半数が独立社外取締役で構成されており、委員長も独立社外取締役が務めています。

(5) 指名委員会

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定するほか、取締役会が定める「取締役・執行役の選解任方針」に基づき、取締役会長候補者、取締役会議長候補者、法定及び任意の委員会の委員及び委員長の候補者及び執行役候補者の指名並びに次世代経営者計画等に関する審議を行い、その結果を取締役に答申しています。

(6) 監査委員会

監査委員会は、取締役及び執行役の職務執行の監査及び監査報告の作成のほか、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

また、常勤の監査委員を置き、執行役会及び経営会議など社内の重要な会議への出席等を通じて、適時的確な情報の把握と委員間での情報共有を推進しています。

(7) 報酬委員会

報酬委員会は、「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」並びに取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容について決定しています。取締役及び執行役の報酬等は、長期経営ビジョン及び中期経営計画の達成並びに当社グループの企業価値の向上に対するモチベーションを高めることを主眼に、他社水準等を考慮のうえ、業績に見合った額としています。

(8) リスク委員会

リスク委員会は、取締役会によるキッツグループのリスクマネジメントの監督を補助し、経営戦略と一体のものとして、その高度化に資することを目的としています。重大リスクに係る具体的なテーマを特定し、対象テーマに関する執行側の課題設定や対策についての適正性を審議した結果を取締役に報告しています。

(9) 独立社外取締役会合・筆頭独立社外取締役

当社は、取締役会から独立した機関として、独立社外取締役会合を設けています。本会合は、独立社外取締役全員により構成され、互選により、独立社外取締役の中から筆頭独立社外取締役1名を選定しています。本会合では、取締役会における議論に積極的に貢献するために必要な情報交

換、認識共有を行うとともに、当社の事業及びコーポレート・ガバナンスに関する事項等について客観的な立場から自由に議論しています。

(10) 執行役会・執行役

2025年12月31日現在、当社は、執行役6名を選任しており、その中から代表執行役（社長）を選定しています。執行役は、取締役会から大幅な権限の委任を受け、経営及び業務執行に係る意思決定を迅速に行っています。また、執行役の指揮下に重要な使用人となる執行理事を複数名選任し、職務を遂行しています。

取締役会は、執行役全員で構成する執行役会を設置しています。執行役会は、取締役会から執行役全員に委任された業務執行について合議により決定しています。

(11) 経営会議

当社は、代表執行役社長の指揮下に経営会議を設置しています。経営会議は、すべての執行役及び執行理事並びに執行役及び執行理事が指名する部門長により構成されています。経営会議は、毎月開催しており、重要な経営課題について闊達な議論を行うほか、経営計画の進捗管理及び調整を行っています。

(12) 専門委員会

当社は、代表執行役社長の指揮下にサステナビリティ委員会、内部統制委員会、C&C管理委員会（コンプライアンス・クライシス対応・リスクマネジメントを主管する専門委員会）、投融資審査委員会、その他機能別専門委員会を設置しており、サステナビリティ経営の推進、当社グループの業務の適正性の確保並びにリスク対応及びコンプライアンス経営の推進等の重要事項について審議し、代表執行役社長に報告しています。特に重要な事項については、執行役会における審議を経て、取締役会に報告することとしています。

(13) 当社グループ全体の経営及び業務執行の管理・監督

当社は、子会社の経営及び業務執行を監督するため、グループ会社管理規程類を定めているほか、各子会社を所管する子会社担当部門長を定めています。

各子会社の代表取締役社長は、当該規程類に従い、経営状況に係る重要事項について、当社の代表執行役社長に報告するほか、各子会社の取締役及び社員は、当社の子会社担当部門長に対し、職務の執行に係る重要事項について報告しています。

また、子会社担当部門長は、対象子会社の取締役を兼務するほか、当該規程類に従い、所管する子会社の業務の執行に係る重要事項について承認を行っています。

(14) コンプライアンス体制

当社は、当社グループ共通の企業理念体系を制定し、その「行動指針」の最上位に“Do it True”（誠実・真実）を掲げ、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置付けています。

当社グループは、コンプライアンス経営を実践及び監督するための組織として、当社及びグループ各社に代表執行役社長または代表取締役社長を委員長とするC&C管理委員会を設置しています。また、当社においてはコンプライアンスの推進部門を定め、当社グループのすべての役員・社員が遵守すべきコンプライアンス行動規範の制定、教育研修の実施、コンプライアンス・アンケートによる効果の確認、コンプライアンス・ヘルプライン（内部通報制度）の運用など、その充実に向けた様々な取り組みを行っています。コンプライアンス行動規範及びコンプライアンス・ヘルプライン等については、グループ共通のコンプライアンス・ガイドブックに掲載し、グループ各社の所在国の言語に翻訳のうえ、社内イントラネットでの発信やコンプライアンス教育等を通じて、当社グループの役員及び社員に周知徹底しています。

(15) 内部通報制度

当社及びグループ各社は、コンプライアンス経営の推進のため、役員及び社員が法令・コンプライアンス違反行為を発見した場合、それらに関する情報を通報及び相談できる窓口として、「コンプライアンス・ヘルプライン」を設置しています。これは、当社及びグループ各社のC&C管理委員会が管理・運用しており、受け付けた通報・相談については、通報者の秘密を厳格に保持しながら迅速に調査を行い、適時・適切な是正措置を講じるものです。当社及びグループ各社の役員及び社員が、自社だけでなく、外部の弁護士事務所や親会社である当社のコンプライアンス・ヘルプラインを利用できるなど、複数の相談・通報ルートを設けることで、利用者が安心して当窓口を活用できる体制を構築しています。

また、コンプライアンス・ヘルプラインが受け付けた情報並びにその対応及び結果については、監査委員会に報告するとともに、取締役会に報告しています。

(16) リスクマネジメント体制

当社は、指名委員会等設置会社として、経営の監督機能と執行機能を明確に分離し、リスクマネジメントの監督を取締役会の担うべき重要な役割として位置付けています。そのうえで、監督側では、取締役会のもとに任意の機関としてリスク委員会を設置しています。執行側では、取締役会の監督のもと、取締役会が定める「リスクマネジメント基本方針」に基づき、C&C管理委員会の指揮下で、同委員会の委員を兼務するリスクマネジメント担当役員が当社及びグループ各社のリスクマネジメントを推進しています。

また、C&C管理委員会が策定した評価基準に基づき、事業活動に係る想定リスクについて「リスクの発生頻度」と「経営に与える影響度」の2軸からリスクの重要性を定量的に判定し、重大リ

スクの特定を行うとともに、必要な対策措置を講じています。

その他、当社グループの業務執行における重要事項の意思決定の適正性を確保するため、代表執行役社長の指揮下に、クライシス対応、コンプライアンス、リスクマネジメント、内部統制、サステナビリティ推進、品質保証、情報セキュリティ、個人情報保護、環境、安全衛生、投融資及び安全保障貿易等に関する機能別専門委員会を設置し、リスク管理及び提言などを行っています。

(17) 内部監査

当社は、当社及び子会社の内部監査を行う部門として、代表執行役社長の指揮下に内部監査室を設置しています。内部監査室は、監査委員会及び会計監査人と綿密な連携を図り、当社及び連結対象子会社の「業務の有効性及び効率性」、「報告（財務報告等）の信頼性」、「事業活動に関わる法令等の遵守」及び「資産の保全」並びに「コーポレート・ガバナンスプロセスの有効性評価」及び「事業活動におけるリスクマネジメントの有効性評価及びリスクコントロールシステムの改善への寄与」に関する評価を行っています。

【連結計算書類】

・連結株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	21,207	5,726	70,392	△482	96,843
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△4,189		△4,189
親会社株主に帰属する当期純利益			11,465		11,465
自己株式の取得				△108	△108
自己株式の処分		3		0	3
譲渡制限付株式報酬		10		93	104
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	13	7,276	△14	7,275
当期末残高	21,207	5,740	77,668	△497	104,119

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,668	9,852	21	11,542	1,423	109,809
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△4,189
親会社株主に帰属する当期純利益						11,465
自己株式の取得						△108
自己株式の処分						3
譲渡制限付株式報酬						104
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	169	2,025	301	2,496	209	2,705
連結会計年度中の変動額合計	169	2,025	301	2,496	209	9,981
当期末残高	1,837	11,877	323	14,038	1,633	119,790

・連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 34社

KITZ Corp. of America、Metalúrgica Golden Art's Ltda.、KITZ Corp. of Europe, S.A.、Perrin GmbH、KITZ (Thailand) Ltd.、台湾開滋股份有限公司、开滋精密機械(昆山)有限公司、开滋閥門(昆山)有限公司、連雲港开滋精密閥門有限公司、开滋半導体器件(昆山)有限公司、开滋流体控制(上海)有限公司、KITZ Corp. of Asia Pacific Pte. Ltd.、KITZ Corp. of Korea、KITZ Corp. of Vietnam Co., Ltd.、KITZ Valve & Actuation India Private Limited、(株)キッツエスジーエス、(株)キッツエスシーティー、(株)キッツマイクロフィルター、(株)キッツメタルワークス、(株)ホテル紅や 他14社

- (注) 1. 東洋バルヴ(株)は、2025年1月1日付で当社を存続会社、東洋バルヴ(株)を消滅会社とする吸収合併により消滅しております。
2. (株)清水合金製作所は、2025年4月1日付で(株)キッツエスジーエスに商号を変更しております。
3. 台湾北澤股份有限公司は、2025年6月17日付で台湾開滋股份有限公司に商号を変更しております。
4. 北澤精密機械(昆山)有限公司は、2025年4月3日付で开滋精密機械(昆山)有限公司に商号を変更しております。
5. 北澤閥門(昆山)有限公司は、2025年5月21日付で开滋閥門(昆山)有限公司に商号を変更しております。
6. 連雲港北澤精密閥門有限公司は、2025年4月25日付で連雲港开滋精密閥門有限公司に商号を変更しております。
7. 北澤半導体閥門(昆山)有限公司は、2025年6月18日付で开滋半導体器件(昆山)有限公司に商号を変更しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社 (Unimech Group Berhad) は、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、KITZ India Private Limited、KITZ Valve & Actuation India Private Limited及びPerrin Valves Private Limitedの決算日は、3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

なお、Micro Pneumatics Private Limitedは、2025年12月13日付でKITZ India Private Limitedに商号を変更しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関連会社株式 移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

デリバティブ

時価法

棚卸資産

製品及び仕掛品

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

但し、仕掛品の一部につき移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

なお、一部の連結子会社は、最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、一部の連結子会社は定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する金額を計上しております。

役員賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、役員賞与の支給に備えて、事業年度の業績に基づき、支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員退職慰労金の支給に備えて、それぞれの役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

役員株式給付引当金

当社は、取締役等に対する将来の当社株式の交付に備えるために、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、主にバルブの製造・販売及び伸銅品の製造・販売を主な事業としております。

これらの製品等の販売については、製品等を顧客に引き渡すことを履行義務として識別しており、製品等の引き渡し時点で顧客が当該製品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に製品等を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、国内販売については、出荷時から製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。輸出販売については、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

販売した製品に係るメンテナンス業務や工事契約など、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し及び顧客へ支払われる販売手数料等を控除した金額で測定しております。

なお、取引の対価は、履行義務の充足時点から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引

ヘッジ対象：外貨建債権債務、外貨建借入金、借入金利息

ハ. ヘッジ方針

為替予約取引については、外国為替変動リスクをヘッジする目的で実需の範囲内で実施しております。金利スワップ取引は、借入金の金利上昇リスクのヘッジを目的とし、通貨スワップ取引は外貨建長期借入金の外国為替変動リスクをヘッジする目的で、いずれも実需に伴う取引に限定し実施しております。

二. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。但し、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができる場合には、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であることを確認することにより有効性の判定に代えております。

⑦ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間（5年から10年）にわたり均等償却しております。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、発生年度に一括償却しております。

⑧ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. グループ通算制度の適用

2023年12月期からグループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務」は、資産の総額の100分の1を超えたため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「リース債務」は、806百万円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました特別損失の「無形固定資産除却損」(当連結会計年度は、0百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より特別損失の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	－百万円
有形固定資産	61,566百万円
無形固定資産	2,167百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、損益管理を合理的に行える事業単位によって資産グルーピングを行っております。ただし、遊休資産及び処分予定資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。市場価額の著しい下落などの減損の兆候がある資産又は資産グループについて、収益性の低下や時価の下落により回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額としています。

使用価値は、社内で承認された事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを基礎としており、将来キャッシュ・フローには、過去の実績や将来予測等を反映しております。

正味売却価額は、主として不動産鑑定評価等を基礎として、処分費用見込額を控除して算定しております。

当連結会計年度における減損の兆候があった主な資産又は資産グループは以下の通りです。

(単位：百万円)

資産又は資産グループ	当連結会計年度末	減損損失
(株)キッツエスジーエス 有形固定資産	3,346	－
(株)キッツエスジーエス 無形固定資産	82	－

(注) (株)清水合金製作所は、2025年4月1日付で(株)キッツエスジーエスに商号を変更しております。

検討の結果、当連結会計年度において減損損失は計上しておりませんが、当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受けるため、見積りに用いた仮定の見直しが必要になった場合は、翌連結会計年度において減損損失を追加で認識する可能性があります。

5. 追加情報

(取締役及び執行役員に対する株式報酬制度)

当社は、当社取締役及び執行役員（社外取締役を除く。以下「取締役等」という）に対して、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、株式報酬制度（以下「本制度」という）を導入しております。本制度については、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みを採用しております。

なお、当社は2022年3月29日開催の第108回定時株主総会の決議により、本制度に替えて譲渡制限付株式報酬制度及び事後交付型業績連動型株式報酬制度を導入しており、今後本制度への追加拠出は行わないものとし、残存する当社株式等の交付が完了し次第、終了することといたします。

(1) 取引の概要

信託期間中、毎事業年度における役位及び業績目標の達成度等に応じて、取締役等に一定のポイント数が付与されます。一定の受益者要件を充足する取締役等に対して、当該取締役等の退任時に、付与されたポイント数の一定割合に相当する当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する数の当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が交付されます。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式は、信託における帳簿価額（付帯する費用の金額を除く）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末177百万円及び297,046株であります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 投資有価証券に含まれる関連会社株式 1,724百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	109百万円
機械装置	0百万円
土地	554百万円

② 担保に係る債務

該当事項はありません。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 100,105百万円

(4) 偶発債務

受取手形及び電子記録債権割引高	358百万円
-----------------	--------

(5) 連結会計年度末日満期手形等

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。

なお、連結会計年度末日が金融機関休業日であるため、当連結会計年度の末日を期日とする手形等が、受取手形に31百万円、電子記録債権に758百万円含まれております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 87,565,611株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年2月27日 取締役会	普通株式	2,356	27	2024年12月31日	2025年3月12日
2025年8月8日 取締役会	普通株式	1,832	21	2025年6月30日	2025年9月18日
計		4,189	48		

(注) 1. 2025年2月27日の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。

2. 2025年8月8日の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年2月26日開催の取締役会において、以下の事項を決議する予定であります。

- イ. 配当金の総額 2,792百万円
- ロ. 配当の原資 利益剰余金
- ハ. 1株当たり配当額 32円
- ニ. 基準日 2025年12月31日
- ホ. 効力発生日 2026年3月11日

(注) 2026年2月26日の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当連結会計年度末において該当する新株予約権はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は流動性が高くリスクの低い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、社内管理規程に従い、状況により先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、社内管理規程に従い、状況により先物為替予約を利用してヘッジしております。

社債及び長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。長期借入金の一部については、金利及び為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び通貨スワップ取引、長期借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引のほか、伸銅品事業における原材料価格の変動リスクについては、リスク回避を目的とした商品先物取引を利用してあります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑥ 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、経理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や担保取得及び取引信用保険等による債権保全に積極的に取り組み、リスクの軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関等に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務及び外貨建ての長期借入金について、為替の変動リスクに対して社内管理規程に従い先物為替予約取引及び通貨スワップ取引を利用してヘッジしております。また、長期借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁責任者の承認を得て行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、当社が運営するキャッシュ・マネジメント・システムによりグループの資金の効率化を図るとともに、当社の各部署・グループ会社の報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持するなど流動性リスクを管理しております。

さらに、当社は、短期の運転資金需要の発生に備え、当社取引銀行との間で短期借入金に関する特定融資枠（コミットメントライン）契約を締結し、資金調達に係る流動性リスクに備えております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*3)	時 価 (*3)	差 額
①投資有価証券			
関連会社株式	1,724	2,074	350
その他有価証券	3,745	3,745	-
②社債	(20,135)	(19,303)	831
③長期借入金	(13,190)	(12,941)	248
④デリバティブ取引(*4)	(54)	(54)	-

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	207

(*3) 負債に計上しているものについては () で示しております。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,745	－	－	3,745
資産計	3,745	－	－	3,745
デリバティブ取引				
通貨関連	－	49	－	49
商品関連	－	4	－	4
負債計	－	54	－	54

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
関連会社株式	2,074	－	－	2,074
資産計	2,074	－	－	2,074
社債	－	19,303	－	19,303
長期借入金	－	12,941	－	12,941
負債計	－	32,245	－	32,245

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引のうち、通貨スワップ及び為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づいているため、その時価をレベル2の時価に分類しています。商品先物取引の時価は、取引先から提示された価格に基づいているため、その時価をレベル2の時価に分類しています。通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,358円57銭
(2) 1株当たり当期純利益	131円85銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

親会社株主に帰属する当期純利益	11,465百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	11,465百万円
期中平均株式数	86,958,144株

2. 役員報酬BIP信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度 297,046株)

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度 297,046株)

10. 重要な後発事象に関する注記

(固定資産の譲渡)

当社の連結子会社であるKITZ Corp. of Americaは、2025年10月27日開催の取締役会において、以下のとおり固定資産の譲渡を決議し、同日付で譲渡契約を締結し、2026年1月28日付で譲渡いたしました。

(1) 譲渡理由

生成AI等の進化が加速するに従い、データセンター市場が世界的に益々拡大することが予測されており、米国においてもさらなるデータセンター市場の活況が見込まれております。そのような状況の中、米国連結子会社であるKITZ Corp. of Americaでは、倉庫を拡張してデータセンター向けの製品在庫の拡充・即納体制の構築をすべく、本社を移転いたしました。それに伴い、旧日本の土地・建物を譲渡するものであります。

(2) 譲渡資産の内容

資産の内容	土地・建物
所在地	10750 Corporate Drive, Stafford Texas 77477, U.S.A.
現況	旧日本の事務所・倉庫

(3) 譲渡先の概要

名称	Atec, Inc.
所在地	12600 Executive Drive, Stafford, Texas 77477, U.S.A.
代表者の役職・氏名	Howard Lederer, CEO & Senior Chairman
当社との関係	当社及び同社と譲渡先との間には、資本関係、人的関係、取引関係及び関連当事者への該当状況について該当事項はございません。

(4) 譲渡の時期

物件引渡日 2026年1月28日

(5) 損益に与える影響

当該固定資産の譲渡に伴い、2026年12月期において固定資産売却益約1,100百万円を特別利益に計上する予定であります。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位 百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計
	バルブ事業	伸銅品事業	計		
日本	82,368	31,351	113,720	2,748	116,468
米州	20,273	—	20,273	—	20,273
欧州	5,041	—	5,041	—	5,041
中国	11,068	357	11,426	—	11,426
アセアン	12,824	805	13,629	—	13,629
インド	2,448	—	2,448	—	2,448
その他	7,390	—	7,390	—	7,390
顧客との契約から生じる収益	141,415	32,514	173,930	2,748	176,678
その他の収益 (注) 2	—	—	—	4	4
外部顧客への売上高	141,415	32,514	173,930	2,752	176,682

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ホテル及びレストラン事業等を含んでおります。

2. その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4)会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度 (百万円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	34,918
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	36,200
契約資産 (期首残高)	367
契約資産 (期末残高)	441
契約負債 (期首残高)	1,299
契約負債 (期末残高)	576

契約資産及び顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表上の「電子記録債権」及び「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれています。契約資産は、主としてパルプのメンテナンス契約や工事契約など、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、報告期間の末日時点での進捗度に基づいて測定した履行義務の充足分と交換に受け取る対価に対する権利のうち、顧客との契約から生じた債権を除いたものです。契約資産は、対価に対する権利が無条件な状態となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

また、契約負債は、連結貸借対照表上の流動負債の「その他」に含まれています。契約負債は、契約の履行に先立ち受領した対価であり、主にパルプの販売などにおいて支払条件に基づき顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、履行義務が充足されるにつれて収益に振り替えられます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,149百万円でありま
す。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約はありません。なお、当初に予想される契約期間が1年以内の契約であるものについては、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

12. その他の注記

(1) 退職給付に関する注記

退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	4,991百万円
年金資産	△5,442百万円
	△450百万円
非積立制度の退職給付債務	644百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	194百万円
退職給付に係る負債	866百万円
退職給付に係る資産	△672百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	194百万円

(注) 簡便法を適用した制度を含んでおります。

(2) 資産除去債務に関する注記

① 資産除去債務の概要

当社及び当社グループは主に、労働安全衛生法、石綿障害予防規則等が規定する建築物の解体時におけるアスベストの除去費用や事業所などの不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務等を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。

② 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、対象資産それぞれの使用見込期間を見積り、割引率は主に0.295%～4.260%を採用しております。

③ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	852百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	276百万円
時の経過による調整額	17百万円
資産除去債務の履行による減少額	△14百万円
その他の増減額 (△は減少)	2百万円
期末残高	1,135百万円

(3) 企業結合に関する注記

(共通支配下の取引等)

連結子会社の吸収合併

当社は、2024年8月20日開催の執行役会において、当社の完全子会社である東洋バルヴ株式会社を吸収合併することを決議し、2025年1月1日付で吸収合併しております。

① 取引の概要

イ. 被結合企業の名称及び事業の内容

被結合企業の名称 東洋バルヴ株式会社

事業の内容 バルブ及びその他の流体制御機器並びにその他付属品の製造・販売

ロ. 企業結合日

2025年1月1日

ハ. 企業結合の法的形式

当社を存続会社、東洋バルヴ株式会社を消滅会社とする吸収合併

ニ. 結合後企業の名称

株式会社キッツ

ホ. その他取引の概要に関する事項

当社グループを取り巻く市場環境の変化に対応するため、営業体制の再構築によるマーケティング強化や社内業務の効率化を目的としております。

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(4) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

【計算書類】

・株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金		
				繰越利益剰余金		
当期首残高	21,207	5,715	－	31,927	△482	58,367
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△4,189		△4,189
当期純利益				8,982		8,982
自己株式の取得					△108	△108
自己株式の処分			3		0	3
譲渡制限付株式報酬			10		93	104
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	13	4,793	△14	4,792
当期末残高	21,207	5,715	13	36,721	△497	63,160

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	1,628	1,628	59,996
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△4,189
当期純利益			8,982
自己株式の取得			△108
自己株式の処分			3
譲渡制限付株式報酬			104
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	197	197	197
事業年度中の変動額合計	197	197	4,990
当期末残高	1,826	1,826	64,986

・個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

製品及び仕掛品

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当事業年度に帰属する金額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、事業年度の業績に基づき支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

⑤ 役員株式給付引当金

取締役等に対する将来の当社株式の交付に備えるために、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、パルプの製造・販売を主な事業としております。

これらの製品等の販売については、製品等を顧客に引き渡すことを履行義務として識別しており、製品等の引き渡し時点で顧客が当該製品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に製品等を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、国内販売については、出荷時から製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。輸出版売については、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

販売した製品に係るメンテナンス業務や工事契約など、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し及び顧客へ支払われる販売手数料等を控除した金額で測定しております。

なお、取引の対価は、履行義務の充足時点から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引

ヘッジ対象：外貨建債権債務、外貨建貸付金、外貨建借入金、貸付金利息、借入金利息

③ ヘッジ方針

為替予約取引については、外国為替変動リスクをヘッジする目的で実需の範囲内で実施しております。金利スワップ取引は、借入金の金利上昇リスクのヘッジを目的とし、通貨スワップ取引は外貨建長期貸付金及び外貨建長期借入金の外国為替変動リスクをヘッジする目的で、いずれも実需に伴う取引に限定し実施しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。但し、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができる場合には、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であることを確認することにより有効性の判定に代えております。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっております。

② グループ通算制度の適用

2023年12月期からグループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、区分掲記しておりました特別損失の「無形固定資産除却損」（当事業年度は、0百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より特別損失の「その他」に含めて表示しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 39,109百万円

(2) 偶発債務

下記の関係会社の借入金等に対する債務保証

KITZ Corp. of Korea 576百万円

KITZ Hong Kong Company Limited 45百万円

KITZ Corp. of Vietnam Co., Ltd. 1,696百万円

計 2,317百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 10,112百万円

長期金銭債権 1,251百万円

短期金銭債務 11,353百万円

長期金銭債務 4百万円

(4) 期末日満期手形等

事業年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。

なお、当事業年度末日が金融機関休業日であるため、当事業年度の末日を期日とする手形等が、電子記録債権に373百万円含まれております。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との当事業年度中における取引高

売上高 17,795百万円

仕入高 27,288百万円

販売費及び一般管理費 96百万円

営業取引以外の取引高 3,636百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	589,620	91,247	87,129	593,738

- (注) 1. 当事業年度の増加株式数91,247株は、取締役会の決議に基づく自己株式の買付による増加90,700株及び単元未満株式の買取りによる増加547株であります。
2. 当事業年度の減少株式数87,129株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少87,099株及び単元未満株式の売渡しによる減少30株であります。
3. 自己株式の当事業年度末株式数には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式297,046株を含めております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	461百万円
退職給付引当金	63百万円
関係会社株式評価損	1,941百万円
投資有価証券評価損	74百万円
減損損失	486百万円
棚卸資産評価損	213百万円
その他	902百万円
繰延税金資産 小計	4,140百万円
評価性引当額	△2,691百万円
繰延税金資産 合計	1,449百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△803百万円
その他	△81百万円
繰延税金負債 合計	△884百万円
繰延税金資産の純額	564百万円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.1%から31.0%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員 兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)キッツエスジーエス	直接100%	役員2名	当社仕入先	資金の借入	6,524	短期借入金	1,364
子会社	台湾開滋股份有限公司	直接100%	—	当社仕入先	製品の仕入等	7,705	買掛金	1,249
子会社	KITZ (Thailand) Ltd.	直接 92%	役員1名	当社仕入先	製品の仕入等	10,747	買掛金	2,011
子会社	(株)キッツメタルワークス	直接100%	役員2名	当社仕入先	資金の貸付	28,183	短期貸付金 長期貸付金	5,006 403
子会社	(株)キッツエスシーティー	直接100%	役員5名	当社仕入先	資金の借入	13,739	短期借入金	1,657
子会社	KITZ Corp. of America	直接100%	役員3名	当社販売先	製品の販売等	8,858	売掛金	2,048

(注) 1. 製品の販売及び仕入については、市場価格及び子会社の収益状況を勘案して一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 資金の貸付に係る貸付利率及び資金の借入に係る借入利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

3. 資金の貸付及び資金の借入に係る取引金額は、資金の貸付額及び資金の借入額を示しております。

4. 関係会社の外部借入等に対する債務保証についての詳細は、「4. 貸借対照表に関する注記(2) 偶発債務」に記載しております。

5. (株)清水合金製作所は、2025年4月1日付で(株)キッツエスジーエスに商号を変更しております。

6. 台湾北澤股份有限公司は、2025年6月17日付で台湾開滋股份有限公司に商号を変更しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	堀田 康之	直接0.3%	当社取締役会長	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分	16	—	—
役員	河野 誠	直接0.1%	当社取締役 代表執行役社長	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分	21	—	—

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

自己株式の処分価額は、2025年3月26日（本自己株式処分の取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における、当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 747円21銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 103円30銭 |

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

当期純利益	8,982百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純利益	8,982百万円
期中平均株式数	86,958,144株

2. 役員報酬BIP信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当事業年度 297,046株)

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
(当事業年度 297,046株)

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 11. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. その他の注記

(1) 退職給付に関する注記

退職給付債務及びその内訳

① 退職給付債務		3,291百万円
② 年金資産		△3,857百万円
③ 未積立退職給付債務	①+②	△565百万円
④ 未認識数理計算上の差異		423百万円
⑤ 前払年金費用 (△は資産)	③+④	△141百万円

(2) 資産除去債務に関する注記

① 資産除去債務の概要

当社は主に、労働安全衛生法、石綿障害予防規則等が規定する建築物の解体時におけるアスベストの除去費用や事業所などの不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務等を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。

② 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、対象資産それぞれの使用見込期間を見積り、割引率は主に0.295%~2.349%を採用しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	379百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	53百万円
時の経過による調整額	5百万円
期末残高	439百万円

(3) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。